

## 措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 財政援助団体等監査

団体の名称：院内地区まちづくり協議会

指摘事項等	措置状況	備考
<p>I. 団体に対する事項</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>該当なし</p> <p><b>【注意事項】</b></p> <p>(1) 交付金事務について 基本的な交付金の事務処理に適性を欠くものが以下のとおり確認された。 今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領、規約等を遵守し、適正な交付金事務を執行されたい。</p> <p>① 運用要領の参考様式集に掲載されている支払調書での（会長等を含めた検収を兼ねる）複数人による決裁区分を導入したほうが良いと思われるもの</p> <p>② 「宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金積立計画協議書」に別紙詳細資料が添付されていないもの</p> <p><b>【要望事項】</b></p> <p>(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領について 令和4年度の運用要領から、「参考様式集」が追加されているので、引き続き速やかに新様式へ移行すること。</p> <p>(2) 協議会の運営について 地域主体のまちづくり協議会に</p>	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>該当なし</p> <p><b>【注意事項】</b></p> <p>(1)</p> <p>①担当課と協議の上、複数人による決裁区分の導入及び積立計画協議書の取り扱いについて、より適正な執行を行います。</p> <p>②担当課と協議の上、積立計画協議書及び別紙添付資料の取り扱いについて、より適正な執行を行います。</p> <p><b>【要望事項】</b></p> <p>(1) 令和4年度より追加された新しい様式を参考に、今後の事務の執行を行います。</p> <p>(2) 当協議会の運営については、ご指摘のとおり、まちづくり協議</p>	

指摘事項等	措置状況	備考
<p>おいては、一つの集落だけでは解決できない諸問題を、関係団体で連携して取り組んでいる。また、市内の協議会では持続的な運営に向けて、財源や人材の確保が課題となっている。</p> <p>院内地区まちづくり協議会においても、協議会を運用していく上で様々な問題を抱えていると思われる。協議会設立から10年が経過し、これまでの取り組みを検証し解決していくために、まちづくり計画の改定も行っている。</p> <p>これまでも多くの地域活動を熱心に行ってきたと思うが、引き続き、新計画・組織体制のもと、新たな活動にも取り組むこと。また、地域資源等の活用を図り、自主財源の確保に努めること。</p> <p>最後に、これからも住民ニーズに応じた事業活動に積極的に取り組むとともに、今後もきめ細やかで柔軟な対応による地域住民主体のまちづくりが行われることを期待する。</p>	<p>会の設立から10年以上が経過し地域を取り巻く問題も様々な形で変遷を遂げています。協議会としては次の10年に向けて様々な取り組みを行う中で、今後も地域住民と一体となり地域を守る事や、地域の魅力を発信することなど協議会ができること一つ一つに目を向け、より積極的な事業活動を行うとともに、地域住民と一体化したまちづくりを行います。</p>	

監査の名称：令和5年度 財政援助団体等監査

団体の名称：院内支所地域振興課

指摘事項等	措置状況	備考
<p>II. 所属課に対する事項</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>該当なし</p> <p><b>【注意事項】</b></p> <p>該当なし</p> <p><b>【要望事項】</b></p> <p>(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領について 令和4年度から運用要領に必須項目を具体的に示した「参考様式集」を追加し、より公平公正な補助金申請及び審査ができるような努力をしている。引き続き、各協議会に対し新様式への移行を速やかに行われるように指導すること。</p> <p>(2) 事業チェックリストについて 令和5年度から各協議会において、事業チェックリストによるセルフチェックが導入されているので、引き続き各協議会への周知を徹底すること。</p> <p>(3) 交付金事務について</p> <p>①交付金積立計画協議書について 各項目の詳細を記載した別紙の提出が無く、積立金の算出根拠が不明のまま積立金の承認をしている。承認に際しては、別紙の提出を求めると共に積立金の算出根拠を必ず確認すること。</p>	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>該当なし</p> <p><b>【注意事項】</b></p> <p>該当なし</p> <p><b>【要望事項】</b></p> <p>(1) 令和4年度より「参考様式集」を導入し、より適正な交付金事務執行取り組んでいます。今後より公正公平な交付金の運用のため「参考様式集」の充実と各協議会への周知徹底を目指します。</p> <p>(2) チェックリストによるセルフチェックにつきましては、交付団体への周知徹底を行います。</p> <p>(3) ①積立金の承認事務については、積立金の各項目詳細を明記した別紙資料の提出を求めるほか、積立金を算出するに至った根拠を確認することで、より適正な承認事務に努めます。</p>	

## 措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 財政援助団体等監査

団体の名称：安心院地区まちづくり協議会

指摘事項等	措置状況	備考
<p>I. 団体に対する事項</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>該当なし</p> <p><b>【注意事項】</b></p> <p>(1) 交付金事務について 基本的な交付金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。 今後は、交付金に関する法令、例規、要綱、要領、規約等を遵守し、適正な交付金事務を執行されたい。</p> <p>①交付申請書及び実績報告書を指定された期限までに提出していないもの</p> <p>②交付金積立計画協議書について ・各項目の詳細を記載した別紙について、事業予算額の記載はあるが、積立計画金額の記載がないもの ・今回の監査対象年度より前の事例ではあるが、協議書を提出していないもの、及び市承認額を超えて積立をしているもの</p> <p>③交付申請書と実績報告書で予算額に相違があるもの</p>	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>該当なし</p> <p><b>【注意事項】</b></p> <p>(1)</p> <p>①交付申請書及び実績報告書について、宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金交付要領に従い期限までに提出します。</p> <p>②交付金積立計画協議書について ・各項目の詳細を記載する別紙に事業予算額及び積立計画金額を記載します。  ・積立を行う場合は、積立計画協議書を提出し、市の承認額の範囲内で積立を行います。</p> <p>③予算額について、交付申請書には当該年度に使用予定のない積立金を予算書に含めていませんでしたが、実績報告書には全ての積立額を記載したため、額に相違がありました。今後は双方の額に相違のないよう、留意し</p>	

指摘事項等	措置状況	備考
<p>④実績報告書に添付された決算書の額と総会資料の決算書の額に相違があるもの</p> <p><b>【要望事項】</b></p> <p>(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領について 令和4年度の運用要領から、「参考様式集」が追加されているので、引き続き速やかに新様式へ移行すること。</p> <p>(2) 協議会の運営について 地域主体のまちづくり協議会においては、一つの集落だけでは解決できない諸問題を、関係団体で連携して取り組んでいる。また、市内の協議会では持続的な運営に向けて、財源や人材の確保が課題となっている。 安心院地区まちづくり協議会においても、協議会を運営していく上で様々な問題を抱えていると思われる。協議会設立から10年が経過し、これまでの取組みを検証し解決していくために、まちづくり計画の改定も行っている。 これまでも多くの地域活動を熱心に行ってきたと思うが、引き続き</p>	<p>て書類の作成を行います。</p> <p>④決算額について、総会資料には交付金外の自主事業に関する額を含めて記載していましたが、市に提出する決算書には交付金分のみを記載したため、額に相違がありました。今後は双方の額に相違がないよう、留意して作成します。</p> <p><b>【要望事項】</b></p> <p>(1)</p> <p>会計等の各種必要書類については、宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領に従い、必要に応じて参考様式への移行及び既存様式の追加・変更等の見直しを行います。</p> <p>(2)</p> <p>安心院地区まちづくり協議会は平成23年の設立から今日まで住民主体のまちづくりを進め、令和2年度には新たな10年の活動指針となる「新まちづくり計画」の策定を行いました。 令和4年度からは事務局の増員等、新たな活動が実施できる体制を構築し、新まちづくり計画策定時に寄せられた、地域住民発案の小中学校と連携した行事や世代間交流を図るための事業等、より地域住民の要望に添った活動を進めてきました。 今後は、これまでの高齢者対策や地域の環境整備等、基本的な活</p>	

指摘事項等	措置状況	備考
<p>き、新計画・組織体制のもと、新たな活動にも取り組むこと。また、地域資源等の活用を図り、自主財源の確保に努めること。</p> <p>最後に、これからも住民ニーズに応じた事業活動に積極的に取り組むとともに、今後もきめ細やかで柔軟な対応による地域住民主体のまちづくりが行われることを期待する。</p>	<p>動に加えて、新たな活動人材や自主財源の確保等、継続的な運営を行うために必要な事業に更に積極的に取り組み、地域住民主体のまちづくりを進めていきます。</p>	

監査の名称：令和5年度 財政援助団体等監査

団体の名称：安心院支所地域振興課

指摘事項等	措置状況	備考
<p>II. 所属課に対する事項</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>該当なし</p> <p><b>【注意事項】</b></p> <p>該当なし</p> <p><b>【要望事項】</b></p> <p>(1) 宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領について</p> <p>令和4年度から運用要領に必須項目を具体的に示した「参考様式集」を追加し、より公平公正な補助金申請及び審査が出来るような努力をしている。引き続き、各協議会に対し新様式への移行が速やかに行われるように指導すること。</p> <p>(2) 事業チェックリストについて</p> <p>令和5年度から各協議会において、事業チェックリストによるセルフチェックが導入されているので、引き続き各協議会への周知を徹底すること。</p> <p>(3) 交付金事務について</p> <p>①各種提出期限の周知について</p> <p>交付申請書及び実績報告書について、いずれも期限までに提出していない。交付金の申請及び支給において、期限の順守は絶対条件であり、交付金を受ける上での必須事項であることを周知、徹底し、事前に随時</p>	<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>該当なし</p> <p><b>【注意事項】</b></p> <p>該当なし</p> <p><b>【要望事項】</b></p> <p>(1)</p> <p>会計等の各種必要書類については、宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領に従い、必要に応じて参考様式への移行及び既存様式の追加・変更等が速やかに行われるよう指導します。</p> <p>(2)</p> <p>事業チェックリストについて、引き続き各協議会への周知を徹底します。</p> <p>(3)</p> <p>①交付申請書及び実績報告書の提出期限については、宇佐市地域コミュニティ組織運営交付金運用要領に記載するほか、事前の通知等、期限までの提出を指導しているところです。</p> <p>今年度については、令和6</p>	

指摘事項等	措置状況	備考
<p>期限内提出の注意喚起等を行うなど、必ず期限内に提出するような対策を至急講じること。</p> <p>②交付金積立計画協議書について  各項目の詳細を記載した別紙について、事業予算額の記載はあるが、積立計画金額の記載がないため、積立金の算出根拠が不明なまま積立金の承認をしている。承認に際しては、積立金の算出根拠を必ず確認すること。</p> <p>また、今回の監査対象年度より前の事例ではあるが、協議書を提出していないまま積立をしていたものが散見された。中には協議書は提出されているが、市承認額を超えて積立をしているものもあった。交付金の積立は特に必要があると市が認めた場合に限り可能なものであるため、協議書の期限内の提出及び承認額以内の積立を周知すること。併せて、当該事項の課内における今後の確実な引継ぎ対策も講じること。</p>	<p>年1月末に開催した地域コミュニティ組織連絡協議会で、期限の順守を指導したほか、令和6年3月末に開催予定の同会議で再度、各書類の提出期限に関する説明を行う予定としています。今後も定例会議での説明に加えて、期限の順守は交付金を受ける上での必須事項であることを周知、徹底し、随時注意喚起を行って参ります。</p> <p>②交付金積立協議書については各項目の詳細を記載した別紙に、事業予算額に加えて、積立計画額を記載するよう指導します。また、積立金の算出根拠についても、必ず確認を行います。</p> <p>交付金の積立については、過去に協議書が提出されていないもの、また、承認額を超えて積立を行っていたものがありました。今後はこのようなことがないように、年度途中に、協議書の作成方法及び提出期限の周知を行うほか、各協議会の予算執行状況の確認を行い、必要書類に不足のないよう指導して参ります。</p> <p>課内における引継ぎについても、各協議会への確認事項をリスト化し、複数の職員で対応する等、対策を行います。</p>	